

(株)山梨食肉流通センター

15- (7)

平成19年度の受託事業売上として、12,796,313円が計上されているが、その中に補助金11,388,000円が含まれており、補助金部分は補助金として計上すべきである。

受託事業売上に以下の通り補助金11,388,000円が含まれている。これらは補助金であり、受託事業でないため、受託事業売上ではなく、補助金として計上すべきである。

補助金が含まれている事業の内訳

	売上計上額	うち補助金	本来の受託事業売上
市場協会イベント事業	1,050,000	263,000	787,000
卸売市場経営改善対策事業	2,900,000	2,900,000	0
人件費補助金	8,225,000	8,225,000	0
その他	621,313	0	621,313
合計	12,796,313	11,388,000	1,408,313

上場している豚の一部は食肉センターが一定金額で買取り、市場で販売している。その売買差益だけが計上されており、食肉流通センターがリスクを負っている以上、売上高と仕入高を総額で表示すべきである。

買取り分の豚の取引高444,481,584円が相殺され、売買差益2,761,863円だけが計上されている。損益に対する影響はないものの、本来であれば、以下のように買付販売売上高と買付販売仕入高を計上すべきである。

	現在	本来	(単位：円)
買付販売売上高	1,316,402,810	1,316,402,810	買取り分の取引高
		444,481,584	
		2,761,863	買付収益
	1,316,402,810	1,763,646,257	
買付販売仕入高	1,156,207,882	1,156,207,882	買取り分の取引高
		444,481,584	
	1,156,207,882	1,600,689,466	

(株)山梨食肉流通センター

15- (8)

営業雑収益のうち、取扱手数料(一般の加工手数料等)は業務内容等によって営業の判断によって決められているだけであり、ガイドライン等客観的な基準を決めるべきである。

現在、市場でセリにかけないで、「と畜」だけを行っているような場合に、計量や積み込み等の手数料を徴収している。当該手数料は取扱手数料として営業雑収益の中に計上されている。しかしながら、現在のところ手数料の金額はガイドライン等によって決定されているのではなく、営業の判断で決定されている。ガイドライン等が設定されず、すべて営業の判断で決定されるとすれば、不当に安い料金を徴収して後にキャッシュバックを受けるといった不正が行われる可能性もある。それゆえ、ある程度のガイドラインを設定する必要がある。

買付業務売上高に食肉流通センターに対する売上が26,452,424円含まれており、同額が買付業務仕入高にも含まれている。これらは内部取引であり相殺して表示すべきである。

市場からセンターが、加工して販売するために自身で繰り落すことがある。その後枝肉の状態に加工して食肉流通センターの加工部門に移送して最終製品として出荷する。食肉流通センターの加工部門に移送した際に、枝肉部門で食肉流通センターの加工部門に対する売上を計上し、加工部門では食肉流通センターの枝肉部門からの仕入を計上している。その結果買付業務売上高と買付業務仕入高がセンター内の枝肉の移転に伴って計上した26,452,424円分だけ過大に計上されている。

内部取引は相殺して表示するのが原則であり、買付業務売上高および買付業務仕入高から内部取引を控除して表示すべきである。

山梨県道路公社

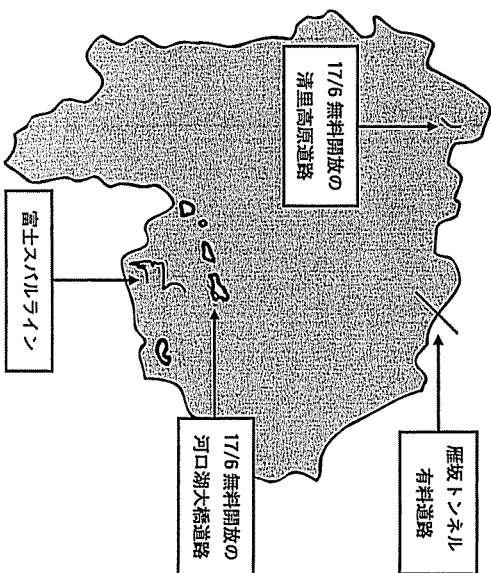
16- (1)

山梨県道路公社は、平成17年6月に従来有料道路であった河口湖大橋道路および清里高原道路の無料開放を行い、現在有料道路として残っているのは、富士山有料道路（富士スバルライン）と雁坂トンネル有料道路の2つである。このうち雁坂トンネル有料道路は、当初の需要予測（料金収入計画）を大幅に下回り、平成19年度は料金収入計画882百万円に対し、料金収入実績は463百万円と料金収入達成率52%となっている。このままでは平成40年度において、山梨県の出資金約6億円が返済困難な状況となっていたが、平成21年2月に後述の管理費削減策を熟慮のうえ作成した。これによると出資金は最終年度に返済が可能である。今後、県民に新たな負担とならないよう経営努力に万全を期し、管理費削減策が確実に実施されるよう可能な限り経営努力をする必要がある。

一方、富士スバルライン沿線にはトンネルが7ヶ所あり、順次改修する計画が立てられているが、今後、詳細設計を実施する中で、設備改修に対する削減や維持管理費のコスト削減を図る必要がある。また、維持管理有料道路であるため多額の繰越金が生ずるようであれば、通行料金の引き下げ等の見直しを図る必要がある。

なお、現在のところ新規有料道路の建設計画はされていないが、今後計画する際には情報公開をきちんと行うとともに山梨県の財政負担も明らかにするなど、慎重な対応をとる必要がある。

富士スバルラインと雁坂トンネル有料道路、17/6無料開放の清里高原道路と河口湖大橋道路の概要は、次のとおりである。



また、富士スバルラインと雁坂トンネル有料道路の総事業費、使用開始年月、無料開放年月、平成19年度の料金収入計画と実績および料金収入達成率は、次のとおりである。

	総事業費	使用開始年月	無料開放年月	H19料金収入実績	H19料金収入計画	H19料金収入達成率
富士スバルライン	47億円	1964年4月	2005年6月	490百万円	434百万円	99%
雁坂トンネル有料道路	49億円	1998年4月	2028年4月	463百万円	882百万円	52%

(1) 富士スバルラインの料金収入計画と実績 (見込)

(単位:百万円)

年度	H17	H18	H19	小計	H20	H21	H22	H37	総合計
料金収入									
料金収入計画	434	434	434	1,302	434	434	434	434	9,120
料金収入実績(見込)	258	416	430	1,105	423	423	423	423	8,724

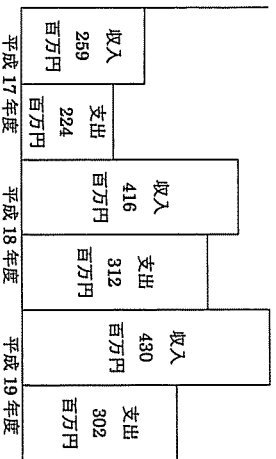
富士スバルラインは、維持管理に相当な経費がかかるため、2005年6月に無料開放せず、維持管理有料道路として継続して有料道路事業を行っている。

本来ならば、維持管理有料道路事業は利益が生じないものであるが、2005年6月以降の収支の状況は下記のとおり、収入が支出を平成18年度と平成19年度の合計で1億円以上も超えている現状であり、通行料の引下げを検討する必要があると思われる。

しかしながら、富士スバルラインの利益は、平成20年3月末時点で修繕準備金として143百万円積立したものであり、今後、富士スバルライン沿線トンネルの設備改修事業及び除雪車等の資金として利用することが計画されているため、現在の143百万円の積立は計画的に行われたものであり、やむを得ないものと判断できる。

従って、設備改修等が終了した時点で収入から支出を差し引いた金額が、現在と同様の利益が生じるようであれば、その段階で富士スバルラインの料金見直しを行う必要があると考える。

富士スバルラインの平成17年度から平成19年度までの収支の状況



(2) 厩坂トンネル有料道路の料金収入計画と実績 (見込)

(単位:百万円)

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	小計	H20	H21	H22	H23	H24
料金収入	516	804	815	823	843	854	862	871	882	8,108	890	902	910	914	918	918
料金収入実績 (見込)	536	530	519	557	551	534	532	529	510	463	5,285	(注)	380	380	380	380
料金収入	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	総合計
料金収入計画	923	928	931	936	941	944	950	955	958	963	969	971	976	981	974	26,951
料金収入実績 (見込)	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	12,915

平成10年度から平成19年度までの料金収入の計画値と実績値は、それぞれ8,108百万円と5,265百万円で料金収入の達成率は平均で64%となっております。また、供用開始後30年経過し、無料開放時点までの平均では予測値が含まれるが、料金収入の達成率は48%と需要予測割れが著しい状態となっております。(注) このままでは厩坂トンネル有料道路は、無料開放時の平成40年度において、山梨県の出資金約6億円が返済困難な状況となる。そこで、平成21年2月に次頁の管理費削減案を熟慮のうえ作成した。今後はさらなるコスト削減を図り、出資金の返済に要する資金を確保するため、経営努力に万全を期し、管理費削減案が確実に実施されるよう可能な限り経営努力をする必要がある。

厩坂トンネル有料道路管理費削減案

★管理費削減を行う理由は、現在の通行量に見合う管理基準にするため維持管理体制の見直しを図ったものである。

- ・点検等業務委託費及び電気契約見直し
 - 約2,800万円削減
 - ・監視及び料金徴収員双方を一括発注し、人員見直し等
 - 約4,900万円削減
- 計7,700万円削減/年
(詳細は次ページ)

削減検討事項【換気設備—排風機】

- ・トンネル技術基準(換気編)の改定に伴う試算より、ジェットファン排風機→ジェットファンのみ排風機を使用しないでの可能性大
 - ・この場合、契約電気料、機械点検費が削減可能
- (別途、排風機の設備更新費も削減可能)
- 計1,200万円削減/年
計8,900万円削減/年

監視及び料金収受体制

区分	現在の体制		案 内					
	6名体制+パトロール		平日昼間 計4名		休日昼間 計5名		夜間 計4名	
常 務	監視室	監視員2名	監視室	監視員1名	監視室	監視員1名	監視室	監視員1名
	車務室	フェース内 収受員2名	車務室	フェース内 収受員2名	車務室	フェース内 収受員2名	車務室	フェース内 収受員1名
非常	○料金徴収は昼夜2名での対応。(交代職員あり) ○緊急時の対応が可能。(監視1名を専任して2名で対応)		○昼間・夜間の道路パトロールは廃止する。 (平日昼間の職員によるパトロールのみ) ○監視と料金収受を一括発注する。 (料金収受員にも警備法の適用を受ける可能性あり) 夜間の料金徴収は1名での対応。(上下線共) 緊急時の対応が可能。(監視1名を専任して2名で対応)		○年間で約49,000千円のコスト削減 (10,000+25,000+14,000千円)		131,500-49,000=82,500千円	
コスト	1年間の監視費用(仮定ベース) 料金収受業務 約60,000千円 監視・パトロール業務 約63,500千円 計123,500千円							

雁坂トンネル削減案

委託項目	トンネル名称		雁坂トンネル(現行)	削減案	削減理由	費用(千円)	削減額
	トンネル延長	交通量					
			L=6,625m 1,800台/日				
1 内装改修工事			内装改修回 トンネル1本/年(年2回)	1回/2年	本川四国道路終端部等の基 礎		
2 路面清掃			1回/2ヶ月 (雨天前清掃)	1回/3ヶ月	東日本高速道路等の基準 (720未満)	3,111	-5,566
3 公衆便所清掃			夏:月、水、土、日 冬:月、水、土	左記の2/3	調査・修繕費		
4 浄化槽維持管理			点検:6回/年(浄化槽法) 清掃:1回/年(浄化槽法)	点検:6回/年 清掃:1回/年	必要(法定点検・浄化槽法)		
5 管理操作設備点検			4回/年(3ヶ月(2回)、6ヶ月、 12ヶ月)	4回/年	他トンネルより格安		
6 監視用テレビ設備点検			2回/年	非常駐車帯の 点検面での取り込み が1回/年			
7 無線リモコン放電設備点検			1回/年	無線は充電点検/無線 のため1回/年 リモコン放電に変更			
8 警報板、信号灯設備点検			1回/年	他トンネルと同等			
9 委託 非常電話点検			1回/年	他トンネルと同等			
10 防災 防災・換気設備点検			1回/年(3箇所)	使用頻度低い		41,568	-15,520
11 換 気設備点検			1回/年(設備数)	換気設備点検は隔年に要 す			
12 監 視設備点検			2回/年	他トンネルにない			
13 料 金収受設備点検			2回/年	他トンネルと同等			
14 電 気工作物設備点検			毎月(電気事業法)	必要(法定点検・電気事業法)			
15 消 防設備点検			1回/年(消防法)	必要(法定点検・消防法)			
16 非 常用発電機設備点検			1回/年	他トンネルと同等			
7 消 通費・点検費用計(1~16計)						44,679	-21,086
17 料 金収受業務						54,000	-14,000
18 道 路監視業務						28,500	-35,000
4 委 託費用計(17+18計)						82,500	-49,000
9 電 気料						60,700	53,560
5 合 計(7+9+14+17)						287,985	-77,225

(注)上記18については、平成20年度の計画で36,000千円を計上していましたが、平成21年度見直し案は(89,000-36,000)×15年=954,000千円が管理費削減した内容となっております。

収支予算の明細(道路版)

() 書きが平成 21 年 2 月管理費削減案見直しによる数値である。

通行料収入×10%

収支差額を積立てたもので
A - B

年度	収入				支出					償還準備金
	通行料収入	修繕準備金取崩額	県借入金	道路損失補填金からの借入金	管理費	国への償還金	長期借入金 元金償還金 利息		道路損失補填金	
平成 10 年 ～ 平成 19 年 までの実績	53 億	—	—	3 億円	33 億	6 億	9 億	3 億	5 億	11 億
平成 20 年 ～ 平成 40 年	76 億 (79 億)	A 8 億	12 億 借入 ▲ 12 億 返済	9 億 (▲3 億)	B 63 億 (53 億)	14 億	8 億	1 億	7 億 (8 億)	A-B 13 億 (26 億)
合計	129 億 (132 億)	8 億	—	12 億 (0)	96 億 (86 億)	20 億	17 億	4 億	12 億 (13 億)	24 億 (37 億)

(注)上記は 1 億円単位で表示したため集計上 1 億円のズレが一部発生している。

償還準備金 24 億円 - 建設資金 49 億円 = ▲25 億円

▲25 億円 + 損失補填金 12 億円 = ▲13 億円 山梨県と埼玉県の出資金が免除されれば、精算が可能な収支予算見込となっている。

平成 21 年管理費削減見直し後

償還準備金 37 億円 - 建設資金 49 億円 = ▲12 億円

▲12 億円 - 損失補填金 12 億円 = 0 出資金の返還は可能となる。

山梨県道路公社

16- (2)

- (1) ロードヒーティングしている灯油の在庫が8,800Lあり、在庫金額としては800,800円であるが、棚卸資産(貯蔵品)として計上されていない。毎事業年度末棚卸を行い、貯蔵品として資産に計上すべきである。
- (2) 過去5年間程度利用されていない口座が4件あるので、将来の事故防止のために、今後利用の予定がないならば解約すべきである。
- (3) 備品について、個々の備品を特定するために備品シールを貼付すると同時に現物の確認をする必要がある。現状では、ペルトコンベア取得価額360,000円、焼却炉取得価額339,806円は使用できず、修理の予定もないので除却する必要がある。

(1) ロードヒーティングしている灯油が平成20年3月31日現在 西沢大橋融雪設備地下タンクに4,200L、管理棟融雪設備地下タンクに4,600Lあり、当時の購入単価が91円であることを考慮すると、800,800円の貯蔵品が存在するので資産計上することが必要である。

(2) 過去5年間利用されていない口座が次のとおり4口座あるので、将来の事故防止のため、今後利用の予定がないならば解約することが必要である。

金融機関	支店名	名 義	口座種類	口座番号	備 考
山梨中央銀行	河口湖支店	山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所××	普通預金	385××××	
山梨中央銀行	河口湖支店	山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所××	通知預金	2027××××	
山梨中央銀行	河口湖支店	山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所××	定期預金	2034××××	
山梨中央銀行	県庁支店	山梨県道路公社××××	定期預金	2769××××	H14年3月20日以降取引なし

(3) 備品については、個々の備品が台帳と突合できるよう備品シールを貼付することが必要である。

また、現状では富士山有料道路のペルトコンベア(取得価額360,000円)及び焼却炉(取得価額339,806円)については、使用不能であるため、平成20年度において廃却し、廃却損を計上すべきである。

山梨県道路公社

16- (3)

雁坂トンネル有料道路の「雁坂・広瀬・奥秩父トンネル」の換気設備・非常用施設の保守点検結果において、早急に処理を必要とする項目がある。トンネルの安全確保を図り、県民等に危険が及ばぬよう対処して頂きたい。

雁坂・広瀬・奥秩父トンネルの平成19年度の換気設備・非常用施設保守点検結果は、次のとおりである。

- A: 早急に処理を必要とする。
- B: なるべく早く処理を必要とする。
- C: 状況の推移を観察し処理を決定する。

機器名	内 容	処置および対策	ラック
排風機	冷却ファン(FR1~4)が全般的に塗装の剥離が生じている。また、冷却ファン(FR3)は軸方向の振動が許容値を超えている。	交換が必要である。	A
消化ポンプ	No.3消化ポンプ用始動コイルより油漏れがある。	新規品への更新が必要である。	A
送風送絡が加圧ファン	ファンより振動がある。(内部軸受等の劣化によるもの) No.3・10・11・16	新規品への更新が必要である。	A
換気制御処理装置	換気保守卓下部盤背面冷却ファンが故障により異常である。CR-R2故障により停止(1台)、CR-R3軸受より異音(1台)	破損部を交換し内部情報を別のファンにコピーしを移設すること で現状復旧した。ファンを含む基板の更新が必要である。	A
防災制御装置	防災卓-ICRT画面に「ファン起動中」の表示が点灯し、ファンが起動しない状態である。	交換が必要である。	A
計測機(VI計)	安定化電源部に毎年劣化がみられる。(4箇所)	交換が必要である。	A
空調ファン	2台共ファン内部のファンが回転しない状態が生じている。	ファンを交換する必要がある。	A
ファンリフトユニット	地下換気所電気室上に設置してあるNo.3~5号機軸受より異音が発生している。	ファンユニット型軸受と電動機軸受の交換が必要である。	A

過去に発生している例えば日本坂トンネル火災事故のように大きな事故とならないようトンネル内の安全を確保し、有料道路利用者に危険が及ばぬよう対処して頂きたい。

山梨県道路公社

16- (4)

山梨県道路公社の会計処理は、企業会計原則に沿って処理されているが、一部独特の会計制度を有しており、道路公社の実態把握が困難である。

特に道路資産について減価償却を実施しないこと。また、償還準備金として、収入と支出の差額が黒字の場合は、償還準備金繰入額として費用計上し、また、収入と支出の差額が赤字の場合は償還準備金取崩益を計上するなどにより収支の調整が行われていることである。

これは、道路整備特別措置法により、有料道路事業は償還準備金繰入額が建設事業費に達した時に無料開放し、あわせて道路資産を本来の道路管理者に帰属することとなっているためである。

全国の地方道路公社が同様の会計処理を行っていると思われるが、会計処理の見直し等を行うことにより実態把握のしやすい会計規程になるよう、国に働きかけることも必要と思われる。

地方道路公社の会計処理について、昭和63年10月15日建設省道路局路政課長通達で次のように規定された。

1. 会計処理基準の標準化について
臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会の答申並びに総務庁の特殊法人に関する調査結果及び報告の趣旨を踏まえ、昭和62年10月2日、特殊法人等の会計処理基準に関する財政制度審議会公企業会計小委員会中間報告「特殊法人等会計処理基準」(以下「処理基準」という。)が行われたことにかんがみ、道路関係公団の財務会計関係省令の改正に併せて、企業会計原則に沿った改正を行うこととしたものである。

2. 道路資産の減価償却方法について

昭和59年11月、総務庁「特殊法人に関する調査結果報告書」において「道路資産の特殊性を考慮して会計処理として適切な費用計上の在り方について検討する」よう報告が行われたことを踏まえ、道路の供用による収入が当該道路に係る費用を超えるものについてその超過額を当該道路の減価償却費として計上するという従前の取扱いを改め、道路資産から生ずる収支差益(各道路別の収支差益と収支差損の正味差益)を計算することにより道路資産への投下資金の正味回収額(無料開放に備えての償還資金留保額)を毎期明らかにし、この額を損益計算書上「償還準備金繰入額」(収支差損の場合には「償還準備金取崩額」として計上するとともに、その累計額を貸借対照表上「償還準備金」として計上することとしたものである。

したがって、従前負債の部に計上していた「減価償却引当金」(又は資産の部にマイナス計上していた「減価償却累計額」)を廃し、新たに「償還準備金」

勘定科目を負債の部の「特別法上の引当金等」の区分に設けて計算するものとする。
なお、道路資産の無料開放時には、当該道路の帳簿価格を減額するとともに、同額だけ「償還準備金」を取り崩すものとする。

上記を踏まえ、山梨県道路公社会計規程で次のように定められている。

(道路の償還準備金)

第76条 規程第58条に規定する償還準備金の額は、毎事業年度の当該道路に係る道路料金収入、営業雑収入、利息収入及び雑収入の合計額から当該道路に係る道路管理費、一般管理費、支払利息等、雑支出、有形固定資産減価償却費、道路事業損失補填引当損、退職手当引当損、修繕準備引当損及び維持改良費の合計額を控除した残額に相当する額で、収益が費用を超えるときは、償還準備金繰入額とし、収益が費用に満たないときは、償還準備金取崩額とする。

★上記のように道路資産を減価償却せず、第76条のように収支の差額を償還準備金繰入又は取崩すということは、結果として収支をトントンにすることを意味する。この結果、道路公社の経営実態の把握が困難となっている。

(財)山梨県公園公社

17- (1)

(財)山梨県公園公社は、平成 18 年 4 月 1 日より笛吹川フルーツ公園、曾根丘陵公園及び富士川クワトロパークの指定管理者となった。

これらの事業は税務上の請負事業（収益事業）であり、一般会計で処理している。売店事業（収益事業）は特別会計で処理している。

当法人は、ほぼすべて収益事業を行っているため役員の賞与は、税務署に事前確定届出給与に関する届出書を提出しない限り損金（費用）とは認められない。当法人の平成 18 年度の役員賞与 287 万円、平成 19 年度の役員賞与 297 万円は事前確定届出給与に関する届出書がないため損金と認められない。このため平成 18 年度の法人税等の納付不足額 102 万円、平成 19 年度の法人税等の納付不足額 105 万円が発生している。

平成 18 年度及び平成 19 年度の役員への賞与の支払状況は次のとおりである。

	H18 年 6 月	H18 年 12 月	H19 年 6 月	H19 年 12 月
A 役員	663,000 円	725,400 円	711,450 円	778,410 円
B 役員	711,450 円	778,400 円	711,450 円	778,410 円
合 計	1,374,450 円	1,503,810 円	1,422,900 円	1,556,820 円
	平成 18 年度役員賞与合計額 2,878,260 円		平成 19 年度役員賞与合計額 2,979,720 円	

役員賞与が損金として認められないことによる法人税等への影響額は、次のように計算される。

	平成18年度	平成19年度
法人税	2,878,000円×22% = 633,100 円	2,979,000円×22% = 655,300 円
法人県民税	633,100円×5% = 31,600 円	655,300円×5% = 32,700 円
法人事業税	2,878,000円×9.6% = 276,200 円	2,979,000円×9.6% = 285,900 円
法人市民税	633,100円×13.1% = 82,900 円	655,300円×13.1% = 85,800 円
	<u>1,023,800 円</u>	<u>1,059,700 円</u>

(財)山梨県公園公社

17- (2)

「富士川クワトロパークの下山地内の 31 植栽管理業務において、平成 18 年度に 843 万円で落札した D 社の次に入札価額が低かった B 社（入札価額 1,151 万円）が平成 19 年度に指名業者からはずれた。

平成 19 年度は、平成 18 年度と仕事の仕様内容は全く同じであるが、落札業者は平成 18 年度と同様の D 社で、落札価額は 1,470 万円となった。平成 20 年度の 1 回目の入札は D 社が 1,508 万円が一番低かったが、予定価格を超えたため不調となり、2 回目の入札でも D 社が 1,470 万円が一番低かったが、やはり予定価格を超えたため不調となり、指名業者をすべて入替えて再入札を実施し、予定価格の範囲内である 1,410 万円で落札された。

入札結果から考察すると、平成 18 年度は指名業者間の激戦の事態が反映され、平成 19 年度は指名業者間で特別な競争がなかったため（結果的に高い落札率 99.5%）、平成 18 年度と仕事の仕様内容が全く同じであるにもかかわらず、前年度よりも 627 万円多い額で落札したと考えられる。これは平成 20 年度も指名業者間で特別な競争がなかったと考えたと入札結果の 1 回目 2 回目 が納得できる。以上の検討結果から考えれば入札に際し、次の事に留意すべきである。

- (1) 当時の指名実態の調査を行うべきである。
- (2) 指名業者を入替える時は、前回の入札結果を参考に一番高い者を入替える対象にするべきである。
- (3) 一定額（例えば予定価格 1,000 万円）以上は一般競争入札を検討する。
- (4) 入札に際し複数年契約を行い、年間契約額の削減を図る。

平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度の入札結果状況は、次ページの通りである。

指名業者はどこを選定するかの手続きについて担当者を確認したところ、平成 18 年度については、指名業者選定経緯資料については、すべて人事異動時に破棄していることなので、当時の担当課長に問い合わせたところ下記の回答をいただいた。

- ・ 指名にあたっては、公平性や競争性を高めるため、できるだけ入れ替えを行うよう努めてきた。
- ・ 指名選定にあたり特に記憶に残るようなことはなかった。
- ・ また、前年の応札金額は指名基準の要件になっていないので、指名選定にあたっては何ら考慮していない。

クラフトパークの植栽管理		6社指名不調		6社指名不調		全業者入替	
19年度		20年度		20年度		20年度	
A社	15,800千円	14,830千円	15,120千円	15,000千円			
※B社	11,510千円	指名無し	指名無し				
C社	指名無し	14,800千円	指名無し				
D社	8,430千円 50.7%	14,700千円 99.6%	15,080千円 101.7%	14,700千円 102.0%			
E社	16,200千円	14,800千円	千円	千円			
F社	16,300千円	14,750千円	15,300千円	15,000千円			
G社			15,220千円	15,050千円			
H社			15,150千円	14,930千円			
I社			15,200千円	14,950千円			
J社					14,300千円		
K社					14,800千円		
L社					14,900千円		
M社					14,500千円		
N社					14,100千円 97.9%		
O社					15,000千円		

予定価格(免抜) 6,616千円 14,770千円 14,405千円 14,405千円 14,405千円

峡南建設事務所管内、中北建設事務所管内方で約30業者がある。
 上記のように植栽管理について、県道の植栽事業の入札結果を峡南建設事務所管内で調査したところ、次のような結果が得られた。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
I社		6,250,000			
O社			6,280,000	5,940,000	
Y社	6,300,000	6,200,000	6,240,000	5,900,000	5,900,000
T社		6,230,000			
S社		6,300,000	6,350,000		
K社		6,260,000	6,300,000	5,980,000	
M社			6,310,000		
S社				5,950,000	5,950,000
S社				6,000,000	
I社					5,920,000
K社					5,950,000
T社					6,000,000
予定価格(免抜)				6,069,000	6,040,000

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
T社		6,985,000			
Y社				7,050,000	7,100,000
M社					
S社	7,500,000	6,900,000	6,800,000	7,000,000	指名が外れる
I社		6,980,000	6,840,000	7,080,000	
O社		6,930,000			
M社		7,000,000			
K社			6,880,000	7,050,000	
T社			6,900,000	7,050,000	
A社			6,850,000		7,050,000
T社					7,020,000
S社					7,100,000
T社					7,000,000

(財)山梨県公園公社

17- (3)

- (1) 正味財産増減計算書の特定預金支出及び固定資産取得支出の表示方法が、新公益法人会計基準に準拠していないため、適正な表示に改める必要がある。
- (2) 償却資産税の申告が平成19年度、平成20年度に必要であったが、行われていなかった。
- (3) カヌー業務委託契約が当財団のカヌー一場徴収事務取扱要領と相違していたので、今後事務取扱要領を変更するか取扱要領どおりに徴収する必要がある。
- (1) 正味財産増減計算書の記載について現状の表示と正しい表示方法を示せば次のとおりである。

現状の表示方法	正しい表示方法
経常費用 ① 公園管理事業費 給料	経常費用 ① 公園管理事業費 給料 退職給付費用
② 特定預金支出 退職給与引当預金支出 ③ 固定資産取得支出 構築物建設支出 什置備品購入支出 (注)	減価償却費

(注) 取得した固定資産は30万円以下なので全額減価償却費として計上してある。

- (2) 償却資産税の申告を山梨市に行う必要があるが行われていない。最低限必要な対応は行う必要がある。
- (3) カヌー業務委託契約は、契約者：(財)山梨県体育協会 契約期間：18年4月1日より21年3月31日までの3年間 契約金額：11,248,000円(税込)
 (財)山梨県体育協会に委託している富士川クラブパークのカヌー利用料等については、(財)山梨県体育協会より4月から7月分をまとめて8月、8月から11月分をまとめて12月に、当財団に入金されている。しかしながら、「カヌー一場徴収事務取扱要領」によれば毎月月初日から15日を20日振込、16日から末日を翌月5日に振込とされており、実際の入金と事務取扱要領との相違がある。今後は取扱要領を変更するか、取扱要領どおりに徴収する必要がある。

(単位：円)

入金対象期間	入金日	入金額
19年4月から7月分	平成19年8月24日	294,655
19年8月から11月分	平成19年12月18日	319,165

(財)山梨県公園公社

17- (4)

- (1) 平成20年3月31日の買掛金残高5,248円は、商品返品現金収入について仕入の戻しとすることを誤って買掛金を計上してしまっただけのため平成20年度において雑収入に計上する必要はある。
- (2) チケットの枚数が110,100枚あり金額としては、29,685,000円である。一部は金庫に保管されているが、大部分は倉庫に保管されている。今後解散することも考慮し、事業終了時に責任者立会のうえ廃棄するか、継続使用するのであれば、引継事務の徹底を図る必要がある。
- (3) 領収書の発行について問題がある。つまり売店でお客様にレジのレシートを発行しているにも関わらず、別途(財)山梨県公園公社の領収書も発行しているケースが1件みられた。独自の領収書を発行するのであれば、レシートは回収すべきである。今後、事務処理の適正化が望まれる。
- (4) 所有権が山梨県にある建物の建物表示登記の原本を公園公社で保管しているが、保管すべきところは山梨県であると考え。
- (5) 平成19年1月から6月分までの源泉徴収税額の納付不足額122,570円があり、不納付加算税6,000円、延滞税2,500円が発生していた。(但し、平成20年4月7日納付済)

- (1) 商品返品品の現金を受け入れたとき①のように会計処理すべきものを②として会計処理を行ってしまった。従って③の修正仕訳を平成20年度で行う必要がある。

① 現金預金	5,248	仕入	5,248
② 現金預金	5,248	買掛金	5,248
③ 買掛金	5,248	仕入(又は雑収入)	5,248

- (2) チケットの枚数が11万枚でチケットの額が29百万円である。平成21年度より指定管理者が変更になるため、チケットによる事故がないよう処置する必要がある。最終的には全部廃却か、または引継ぐかのどちらかになると思うがチケットだけに危険性が高いため、公社と新指定管理者とのしつかりした事務引継ぎが欠かせないと考え。
- (3) 領収書の発行を同じ案件について二重で渡すことのないよう職員に注意を喚起する必要がある。こちらに悪意はなくとも、相手方が誤った使い方をする場合も考えられなくはないためである。
- (4) 建物表示登記の原本は、建物の所有者が山梨県であるため、山梨県で保管することが必要である。
- (5) 源泉徴収税額の納付不足が発生しないよう事務処理上の誤りが生じないようにすべきである。

(財)山梨県公園公社

17- (5)

(財)山梨県公園公社は、平成21年より解散・清算事務が行われていくが、固定資産の現物管理が現状不明確となっているので①公社が購入したもの②①に関連して現物が無いもの、使用不能なもの、使用不能であるが修理して使用するものの詳細な確認を行う必要がある。

現在、当財団の工具器具備品で資産に計上されているものは7件であるが、公社で購入した備品等には下記のものがあり、解散を予定している当財団はこれら備品等を山梨県に無償で譲渡するか、新しい指定管理者に有償または無償で譲渡するか、廃却するかを明確にすること。

公社購入備品等

富士川清流センター公園		富士川清流センター公園	
品名	数量	品名	数量
(総務関係)			
ノートパソコン	12台	パソコン	1台
パソコン	4台	プリンター	2台
プリンター	2台	デジタルカメラ	1台
スキャナー	1台	トランシーバー	他3件
デジタルカメラ	1台	小計	4台
シュレッダー他	21台		8台
小計	41台		
(管理課関係)			
動力噴霧機	1台	プリンター	1台
高速切断機	1台	デジタルカメラ	1台
チェーンソー	2台	掃除機他	59件
projector	3台	小計	61台
デジタル植鉢計他	25台		
小計	32台		
(企画関係)			
取得価額	数量		
冷蔵ショーケース	1台	東芝冷蔵庫	1台
売店用アレハバ冷蔵庫	544,425	乾燥機・洗濯機	3台
冷蔵機内蔵型冷凍ショーケース	463,575	金庫他	24台
売店商品陳列棚	299,880	小計	28台
売店用青果棚	535,500	総合計	391台
梱包機	147,000		
ロールスクリーン	368,760		
ラウンドテーブル	210,000		
ワイン棚他	214件		
小計	221台		

(財)山梨県公園公社

17- (6)

当財団は(財)山梨県富士川地域地場産業振興センター(以下センターという。)と「富士川地域地場産業振興センター管理費協定書」を平成19年3月30日に締結しているが、当該協定書と異なる精算を平成19年度に行い、代金支払期間も異なる。協定書と異なる処理を双方で了解しているのであれば、実態に即した覚書きを作成するか、毎年実績額に基づいて精算することが必要である。

富士川クラフトパークの諸管理費は、当財団がすべて支払い、センター部分については、一定の基準でセンターに請求することになっていて、「富士川地域地場産業振興センター管理費協定書」による具体的内容は次のとおりである。

- ① 協定期間は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までである。
- ② 協定書で定める管理費は、水道料、電気保安業務委託料、電気料、浄化槽管理委託料、貯水槽管理委託料、その他必要に応じた費用である。
- ③ 管理費の支払は、別紙詳細な按分算定書により算定される管理費を支払うものとする。また当該支払は書面により3月毎にセンターに請求し、センターは書面を受理した日から30日以内に支払うものとする。

しかし、当該管理費については、平成14年度から平成18年度の工芸館分の徴収実績額を確認すると下記のとおりである。

H14からH18の工芸館分徴収実績					
H14	H15	H16	H17	H18	提案額(5か年の平均)
6,593,075	5,915,262	5,748,108	5,405,972	4,627,459	5,667,000

平成19年度より光熱費及び委託料を指定管理料から差し引いた額
 (H17.11~H18.11の光熱費及び管理料実績を協定書に基づき算定) 5,733,000

差 額 ▲176,000

過去5年間の工芸館分徴収実績は、5,657千円/年となり、平成19年度の指定管理料から差し引く額と比較すると76千円高くなっている。

H18年度以前は、県とセンター(ふるさと工芸館)で交わされている管理協定に基づき管理費は、県に納付されていた。県は納付された管理費を含め指定管理者(当財団)へ委託料を支払っていたが、H19年度より管理協定を、センター(ふるさと工芸館)と指定管理者(当財団)で直接交わしたことに伴い、管理料が県を経由しなくなり、その結果富士川クラフトパークの指定管理料について管理費相当分5,733千円が減額となった。

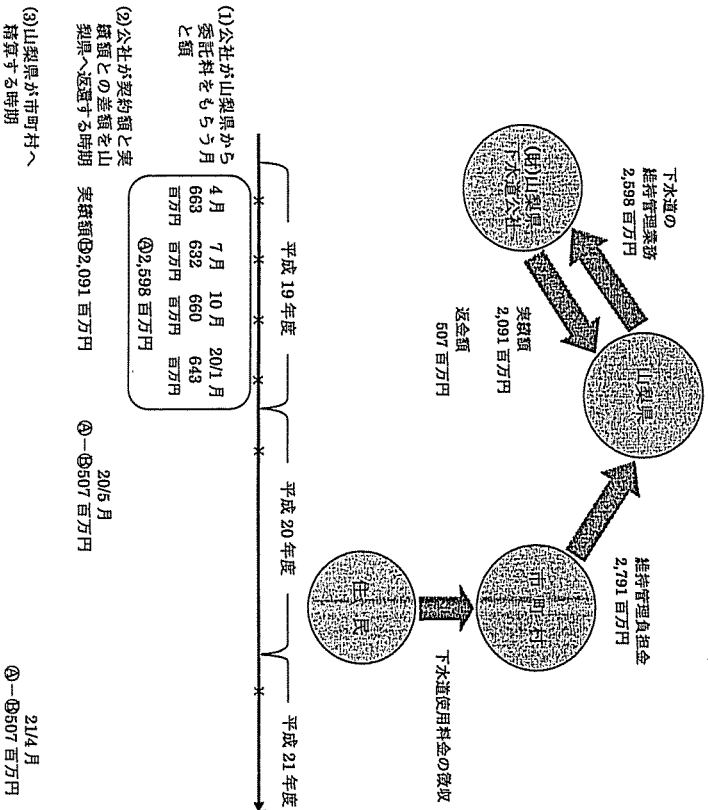
上記から実績と協定書を基に試算した数値に差が生じていることから、今後実態に基づいた協定を交わす必要がある。

諸規程は整備されているが、当該諸規程どおりの運用がなされていないものが次のとおりあるので、諸規程に準拠した対応が必要である。

諸規程名	現 状	改善すべき対策
被服等貸与規程	第3条で貸与する被服等の所在を明確にするために、被服等貸与簿(第1号様式)を備えることになっている。この様式による貸与を受けた者が受領印を押すことになっているが押印されていない。 第6条で貸与を受けた者が職員でなくなった場合には、貸与を受けた被服を速やかに返納することになっているが、現状ベスト5枚、スカート11枚、カーデガン7枚となっており現物管理がなされていない。	被服等貸与規程に準拠する必要がある。
会計規程	第24条(領收書の保管)で「金銭を收受するための未使用領收書の保管は、出納責任者が厳重に保管し、不正の生じないよう充分な注意をしなければならない。」とあるが未使用の領收書自体が市販の領收書となっている。	市販の領收書では管理の徹底は困難である。また、市販の領收書は使用すべきではない。
文書取扱規程	第8条(会計帳簿)公社は主要簿と補助簿を備え、複式簿記に従い会計事実を明瞭かつ整理と記載しなければならないとして規定されている。このうち補助簿の基本財産明細帳が平成18年3月31日まで作成されているかその後作成されていない。	会計規程に準拠して基本財産明細帳を作成する必要がある。
就業規程	第6条書留、親展文書、物品等については、閉封のまま特殊郵便物等收受簿(第3号様式)に記載し、宛名人に送付しなければならないと規定されているが、そもそも第3号様式がなく、特殊郵便物等收受簿が作成されていない。	実態に即して規程の見直しが必要である。
就業規程	第34条1. 公社職員証を別図のとおり定めなければならない。2. 職員は常に公社職員証を携帯しなければならない。3. 職員証が未作成である。	就業規程に準拠した対応が望まれる。

山梨県は、各流域下水道関連市町村と共に作成した「財政計画」を基に、毎年度、市町村から4期に分けて維持管理負担金を徴収している。
平成19年度には、維持管理負担金約2,791百万円(初期赤字負担金を含む)を徴収し、下水道公社と4流域の総額約2,598百万円で委託契約を締結している。年度末の実績額が2,091百万円であり、507百万円の返金額があるが、山梨県と市町村の精算時に合わせて1年後に充当される。山梨県と市町村の精算を山梨県と公社の精算時に合わせて行うことを再検討すべきである。この原因は財政計画に基づく維持管理負担金と実績との間に差が生じているためであり、今後財政計画の策定においてその差を縮減する方策を検討し、過大な徴収、積算額を縮小するよう協議する必要がある。

山梨県は維持管理負担金を市町村から徴収し、そのお金で(財)山梨県下水道公社(以下「公社」という)に下水道の維持管理業務を委託している。平成19年度の数値を利用して図で示せば下記のとおりである。



山梨県が公社へ支払う下水道の維持管理料と公社における下水道の維持管理料の実績額との間に多額の差異が発生する理由は、山梨県が市町村から徴収する下水道の維持管理負担金が財政計画水量に基づいたものであるためである。過去5年間の流域下水道別の財政計画水量と実績水量を示せば下記のとおりである。

各流域下水道の財政計画水量と実績水量の推移

流域名	水量	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
富士北麓	財政計画水量	m3/年 11,595,000	10,729,000	11,355,000	11,628,000	11,095,000
	実績流入水量	m3/年 7,234,936	7,675,808	7,496,007	7,321,526	7,531,939
東	財政計画水量	m3/年 4,360,064	3,053,192	3,858,993	4,306,474	3,563,001
	実績流入水量	m3/年 11,259,000	11,317,000	12,558,000	13,323,000	12,418,000
東	財政計画水量	m3/年 8,561,555	9,183,627	9,274,332	9,319,948	9,589,416
	実績流入水量	m3/年 2,697,445	2,133,373	3,283,668	4,003,052	4,838,584
無川	財政計画水量	m3/年 14,268,000	15,581,000	15,574,915	16,604,945	18,133,200
	実績流入水量	m3/年 10,307,265	12,141,382	13,236,618	13,192,579	14,107,133
川	財政計画水量	m3/年 3,960,735	3,439,618	2,338,297	3,412,366	4,028,017
	実績流入水量	m3/年 —	515,000	1,465,000	2,391,000	2,752,000
川	財政計画水量	m3/年 —	275,083	678,276	989,322	1,413,660
	実績流入水量	m3/年 —	239,917	786,724	1,401,678	1,338,340

この財政計画水量を基に山梨県は、市町村から下水道の維持管理負担金を徴収しているが、上記が示すように過去5年間に於いて財政計画水量と実績水量が大きく乖離している。財政計画水量は3年毎に見直しが行われているが、それでも財政計画水量と実績水量との乖離がみられることから、この乖離を小さくすることを検討する必要がある。今後は市町村の負担の軽減を図り、年度終了後市町村負担金へ充当するのを1年も遅延させることなく公社が山梨県に精算すると同時にを行うことが必要である。

山梨県が市町村への精算を1年遅延している過去5年間の各流域別金額の推移は、次のとおりである。

流域	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
富士北麓	104,103,950	103,149,785	114,386,438	142,400,347	132,358,520
東	132,396,748	115,982,212	99,070,077	146,868,708	135,151,912
無川	112,368,076	197,747,298	174,062,192	176,399,028	179,952,281
川	55,125,789	50,112,953	74,751,480	60,531,947	69,155,392
返金額合計	348,873,774	472,005,084	437,630,660	580,419,563	507,994,660

山梨県の市町村への精算が1年遅延している年度毎の総額
 (注) 川清流センターについては、平成16年4月に一部が供用開始したため平成15年度は数値がない。

H15～19 財政計画・契約額・精算額の状態

流域	項目	H15	H16	H17	H18	H19
富士北麓 1市 1町 2村	財政計画	693,960,750	642,130,650	679,696,750	695,935,800	594,137,250
	契約額	572,397,550	576,085,650	609,733,950	625,097,550	549,150,000
	精算額	469,233,476	473,813,395	496,233,208	443,567,284	417,666,334
東 1市 1町 2村	財政計画	104,108,950	103,149,785	114,386,438	132,400,347	132,358,520
	契約額	815,714,550	724,853,850	804,339,900	853,338,150	743,217,300
	精算額	695,892,900	673,385,450	697,059,300	752,527,650	711,900,000
無川 4市 4町	財政計画	973,791,000	1,063,403,250	981,220,000	1,046,112,000	1,142,392,000
	契約額	822,693,650	921,273,150	957,397,350	985,866,000	989,100,000
	精算額	751,332,665	724,419,053	784,237,126	810,337,053	810,122,573
川 4市 1町	財政計画	112,368,076	197,747,298	174,062,192	176,399,028	179,952,281
	契約額	266,206,250	265,430,350	330,831,750	362,822,250	371,541,200
	精算額	201,197,386	266,413,696	279,890,901	289,042,906	289,042,906
流域 合計 12市(注3) 6町 2村	財政計画	2,483,466,300	2,696,594,000	2,795,988,400	2,958,208,200	2,851,287,750
	契約額	2,130,914,100	2,426,184,600	2,581,815,600	2,717,263,500	2,598,750,000
	精算額	1,786,029,896	1,957,729,100	2,147,763,849	2,140,324,281	2,094,654,755
注3) 流域合計12市は、一部がプランニング中であるため合計が13市になっている。	市町村負担金精算額	696,437,807	706,034,707	616,985,349	776,421,492	697,155,392
	公社からの返金額	348,873,774	472,005,084	437,630,660	580,419,563	507,994,660

注1) 川について、初期赤字負担分(60,073千円)を含む。
 注2) 流域合計にも、初期赤字負担分を含むため、市町村の負担額は、2,791,214,750円となる。
 注3) 流域合計12市は、一部がプランニング中であるため合計が13市になっている。

棚卸資産としての貯蔵品(薬品、A重油、消耗品)が約1,460万円以上が計上されていないため、期末に棚卸を行うと伴に貯蔵品の在庫金額を資産に計上する必要がある。

A重油、特A重油、軽油の富士北麓、峡東、釜無川、桂川の各センター別の平成19年度末(20年3月31日)現在の在庫量68,118Lおよび在庫金額5,213,268円は、次のとおりである。

燃料年度末残量表 (H19年度末)

センター名	油種	残量(L)	単価(税込)	金額
富士北麓	センター内 A重油	10,500	88.20	926,100
	河口湖第1P 特A重油	310	71.40	22,134
	河口湖第2P 特A重油	150	71.40	10,710
			小計	958,944
峡東	センター内 A重油	11,963	87.15	1,042,575
	浅川P 特A重油	440	89.25	39,270
	日川P 軽油	716	135.00	96,660
	金川P 軽油	211	135.00	28,550
			小計	1,207,055
釜無川	センター内 A重油	16,610	64.05	1,063,871
	双葉P A重油	4,290	84.00	360,360
	市川大門P A重油	3,280	84.00	275,520
	数島P A重油	580	84.00	48,720
	韭崎第1P A重油	710	64.05	45,476
	韭崎第2P 特A重油	420	63.00	26,460
	田舎P 軽油	440	98.00	43,120
			小計	1,863,526
桂川	センター内 特A重油	7,948	66.15	525,760
	特A重油	1,000	92.40	92,400
	松留P 特A重油	4,650	66.15	307,598
	川合P 特A重油	3,900	66.15	257,985
			小計	1,183,743
合 計				5,213,268
内訳				A重油 3,762,621
				特A重油 1,282,317
				軽油 168,330

注)単価については、給油時の単価採用

※は、今年度末給油

薬品は富士北麓で言えば、薬品数164種類について未開封のものを在庫として処理しているが、開封済の在庫も薬品管理上の観点からも全て在庫として棚卸資産として計上すべきである。

センター名	水質試験薬品A 水処理・汚泥処理薬品B		薬品数	未開封在庫額 (税込)		開封済在庫額 (税込)	
	A	B					
富士北麓	A		157	281,421円	224,802円		
	B		7	1,078,812円	915,144円		
峡東	A		250	447,573	285,264		
	B		8	1,290,313	2,394,311		
釜無川	A		173	424,337	223,927		
	B		6	4,307,940	2,016,941		
桂川	A		134	226,128	223,495		
	B		1	189,000	61,992		
合 計		A + B		8,245,524円			

棚卸資産として、追加計上すべき額 6,345,876円

蛍光灯、グリス、オイル、Vベルト等の消耗品の富士北麓、映東、釜無川、桂川の各センター別の平成19年度末(20年3月31日)現在の在庫量は、次のとおりである。在庫金額は3,044,945円となっている。

消耗品名	富士北麓 浄化センター	映東 浄化センター	釜無川 浄化センター	桂川 浄化センター
直管蛍光灯40W(昼白色)	117	42	212	134
直管蛍光灯40W(白色)	186	142	157	79
直管蛍光灯20W	25	12	15	37
直管蛍光灯10W	49	36	48	166
フック用ワッパ-リジ			2	
ハートビ-用転写紙40x4			4	
ハートビ-用転写紙			31	
7x40x100-リジ			5	
風向風速計用記録用紙	13		2	
雨量計用記録用紙	15		8	
雨量計用記録用紙	7		16	
ソノ電池40W	13	3	8	53
クローラフ(FG1E)	35	1	65	32
クローラフ(FG7E)	49	37	99	25
直管蛍光灯40W(誘導灯用)	25	16	38	
水銀等その他	2,893	27		
グリス			15	
オイル	56	54		22
日石ビシラPI(16kg缶)他			42	8
日石BKCカービン32(20L缶)他	92	14		
V-オイル				
A-32他	86	88	118	24
B-48他	88	90	81	12
SA-200他	83	4	140	16
合計金額)	1,377,419	609,995	752,957	304,574
4センター合計金額)	3,044,945			

★ ★ 結論
A 重油等 5,213,268 円 + 薬品 6,345,876 円 + 消耗品 3,044,945 円 =
合計 14,604,089 円を貯蔵品として、平成19年度の決算報告書に計上すべきであった。

(財)山梨県下水道公社

18- (3)

退職給付引当金は「重要な会計方針」の引当金の計上基準どおりに計上され
ていない。現状、退職給付引当金は103,368,004円であるが、計算誤りなどに
より実際のあるべき計上額は110,609,554円となり、差額7,241,550円につい
ては平成20年度に追加計上すべきである。

(財)山梨県下水道公社における退職給付引当金は、平成19年度事業報告書の
「重要な会計方針」の引当金の計上基準で、次のように記載している。

引当金の計上基準
退職給付引当金・・・職員の退職に備えるため、給与規程による期末退職給
与の自己都合要支給額を基礎として計上している。

退職手当の具体的計算については、(財)山梨県下水道公社給与規程第10条で
「この規程の実施のための手続、その他その執行について必要な事項は、山梨
県職員の例に準じ理事長が定める。」とある。

公社では、①予算の範囲内で、順次山梨県職員の例により退職給付引当金の
額を計算したが予算超過が避けられず、金額の多い3名について
予算の範囲内となる調整計算を行っていた。→予算を超過しても
正しく計算し引当てる必要がある。

②山梨県職員の例により計算した額が当該計算自体が山梨県職員
の例によっていなかった。

内容としては、退職金の計算にあたり旧制度の計算と新制度の
計算の2種類あり、

(イ) **旧制度の退職金** の場合旧制度の退職金
を支給

(ロ) **旧制度の退職金<新制度の退職金** の場合は抑制措置によ
り、その額が最大500,000円除算される。

上記の計算過程の抑制措置の計算を誤ったものである。

この結果28名全員について、退職給付引当金を再計算したところ平成19年
末の実際あるべき残高は110,609,554円である。このため平成20年度において、
差額分7,241,550円を追加計上するとともに、特定預金の退職給付引当預金も
同額増加する必要がある。

- (1) (財)山梨県下水道公社は山梨県から4つの流域下水道の維持管理業務を受託しているが、公社が受託料の範囲内で固定資産(原子吸光度計の備品を取得価額9,555,000円)を取得した場合、業務委託契約書からでは、どちらに所有権があるのか明確となっていない。他の出資法人の所管課に確認してみると所有権が受託者にあたり、委託者にあたりと取扱いがまちまちであるため、業務委託契約書で明確にすべきである。
- (2) 釜無川浄化センターの電気料金の3月分の未払分(双葉ポンプ場、市川大門ポンプ場、敷島ポンプ場)合計409,116円が計上されていないため、計上すべきである。
- (3) 平成16年8月25日以降使用していない口座(山梨中央銀行 富士見支店 口座番号118×××)は事故防止の為、今後も使用見込みがないならば、早急に解約すべきである。
- (4) 運転管理業務委託契約等、契約開始日に契約書面が完了していないので、契約開始日に契約書を取り交わすことが必要である。

(1) (財)山梨県下水道公社は、山梨県から富士北麓・峡東・釜無川・桂川の4つの流域下水道の維持管理業務を受託している。公社は受託料の範囲内で固定資産を次のように購入し、公社の固定資産として計上している。

取得年度	備品名	メーカー名	取得年月日	耐用年数	償却方法	取得価額
平成16年度	小型貨物自動車	桂川	16.4.9	6	定率法	1,450,000
	貨物用自動車	桂川	16.4.9	6	定率法	702,627
	自動採水装置	峡東	16.5.20	5	定率法	672,000
	管路点検カメラ	桂川	17.1.17	5	定率法	638,925
	圧縮酸素循環式呼吸器	桂川	17.1.28	5	定率法	462,000
	カメラ	桂川	17.1.31	7	定率法	168,000
	カメラ	桂川	17.1.31	7	定率法	123,900
	電動ポンプ	桂川	17.1.31	8	定率法	103,950
	ポンプ	桂川	17.1.31	8	定率法	155,400
	ポンプ	桂川	17.2.18	5	定率法	168,210
	ポンプ	桂川	17.3.9	8	定率法	257,250
	計					4,902,262
平成17年度	自動採水装置	峡東	17.5.9	5	定率法	672,000
	分光光度計	富士	17.9.22	5	定率法	1,260,000
	自動採水装置	富士	17.9.30	5	定率法	588,000
	COD測定用バス	富士	17.11.30	5	定率法	399,000
	電気気装置カメラ	峡東	18.2.6	8	定率法	1,596,000
	原子吸光度計	峡東	18.3.9	5	定率法	9,555,000
	計					14,070,000
平成18年度	自動採水装置	峡東	18.9.28	5	定率法	688,000
	計					588,000
平成19年度	原子吸光度計水素化合物発生装置	峡東	20.2.6	5	定率法	913,500
	計					913,500

(財)山梨県青少年協会の所管課では、備品は県のものであるとの回答をしているが、受託料の中から固定資産を受託者が購入した場合の取り扱いを山梨県全体として再検討すべきと考える。

(2) 各浄化センターの電気料金については、3月の検針日から3月末日までの電気料金も含めて未払費用として計上されているが、電気料金が別途請求であるポンプ場などについては、3月の検針日から3月末日までの電気料金が未払費用として計上されていない。

例えば、釜無川浄化センターの双葉ポンプ場の3月分の電気料金の算定期間は2/18~3/17となっており、3/18~3/31までの14日間分については、未払費用に計上されていない。

検針日から3/31までの金額が大きいものについては、この3月分の電気料金を基に日割計算を行い、未払費用として計上することが望ましい。

双葉ポンプ場	640,230円×14/29	=	309,076円
敷島ポンプ場	151,188円×9/29	=	46,920円
市川大門ポンプ場	220,089円×7/29	=	53,120円
合計			409,116円

(3) 平成16年8月以降使用していない下記口座は、事故防止の為に今後使用見込みがないのであれば、解約することが必要である。

名義	金融機関	支店	口座番号
(財)山梨県下水道公社 理事長 長谷川友宏	山梨中央銀行	310	118×××

(4) 4月1日契約分収入印紙を4月2日に購入しているが、運転管理業務委託等では、4月1日から翌年3月31日となっている契約もあり、契約書面の作成完了(契約日は4/1だが、印紙添付は少なくとも4/2以降)が契約期間中になっている。

財務規程第74条に「契約の相手方を決定した時は、遅滞なく契約書を作成しなければならない。」とあり、契約開始日に契約書を取り交わすことが望ましい。(入札執行日 H19年3月8日 峡東運転委託 メイキョー)

(財)山梨県下水道公社

18-(5)

(財)山梨県下水道公社は、4つの流域下水道浄化センターの運転管理業務を委託している。保守点検結果について、毎月「××浄化センターおよびポンプ場等機器故障一覧」(平成20年3月末現在未完了の故障)が提出される。この未完了の故障等は平成10年11月以降毎月報告書に記載(10年間120回)されているものもある。修繕の緊急性・重要度等を勘案して最終決定されていると思うが、修繕すべきものがあり、また、予算もある段階で経過観察を行っているのは再検討すべきと考える。

平成19年度機器故障・不具合未対応・継続監視一覧表

名称	発生年月日	場所・対象機器	内容	対応状況および今後の予定
富士北麓浄化センター	平成15年8月～	曝気攪拌機	No.1組目除塵機の不具合について	修繕を検討している。
	平成15年1月～	水処理	No.2から分種液排水ポンプ故障について、No.2も同様	No.2排水ポンプについては、至急修繕することとする。
	平成16年10月～	汚泥稼働	脱臭装置気室カバーの表面仕上材の落下について	施工業者に必要性を調査中
	平成17年6月～	管理本館	雑排水槽内の腐食について	補修を検討します。
富士北麓浄化センター	平成16年1月～	河口湖第1ポンプ場	脱臭タンク側面調整用固定ボルトの破損について	施工業者に確認中、塩ビ溶接にて対応予定
	上記の外に平成15年5月から平成20年3月まで59件不具合発件が発生している。			
峡東浄化センター	平成17年5月～	No.2からポンプ稼働機、重量センサー	No.4脱臭機運転中に脱臭機重力降下異常が空の状態で発生	継続監視
	上記の外に平成17年9月から平成20年2月まで50件不具合発件が発生している。			
釜無川浄化センター	平成10年11月～	市川大門ポンプ場上層	窓が3.5箇所割れている。	美的的に著しい劣化、機能的な劣化が生じるまで補修しない。
	平成13年4月～	管理本館	煙突付近の壁(4ヶ所)が破損	補修しても再発、補修方法を検討中
上記の外に平成9年6月から平成20年3月まで28件不具合発件が発生している。				

(財)山梨県下水道公社


18-(6)




富士北麓の公共下水道水質検査結果によると、同一の採水ポイントで水質基準を上回る数値が、2回連続で発生していた。水質検査結果については、下水道公社から市町村へ報告され、市町村は山梨県に山梨県流域下水道維持管理要綱に基づき報告する。市町村の条例で定める下水道の排除基準を上回る数値に対しては、市町村条例に違反している可能性があることから、山梨県から市町村に原因究明の依頼を行い、市町村が原因究明調査を行うこととしている。しかし、一部の市町村からは原因究明の報告がなされていないため、山梨県と市町村が連携を強化し、適正な水質管理について徹底を図る必要がある。

富士北麓の公共下水道で同一の採水ポイントで排除基準を超過した市町村の水質検査結果は、次のとおりである。

測定項目	単位	排除基準	A		B			
			H19年 第1回	H19年 第2回	H19年 第1回	H19年 第2回		
BOD	mg/L	600	900	1000	580	110	550	580
SS	mg/L	600	240	240	290	83	520	340
N-4項目 (飲油) (植物油)	mg/L	5	4.5	33	4.5	12	2.0	13.0

上記のように水質調査は、年2回行われている。このため排除基準を上回る検査結果に対しては、山梨県から早急に原因究明の依頼を各市町村に行うが、2回連続して排除基準を上回る検査結果が同一ポイントで出ていることは、1年間改善されていない可能性があることを意味する。山梨県は市町村との連携を強化し、適正な水質管理について徹底を図る必要がある。

平成19年度排除基準超過市町村は次のとおりであり、の部分の市町村については調査報告が未提出であった。

富士北麓	 富士宮市	 忍野村	 富士河口湖町
峡東	山梨市、笛吹市、甲州市		
釜無川	南アルプス市、昭和町		

(財)山梨県下水道公社

18- (7)

(財)山梨県下水道公社のフロバー職員の給与規程は、他の出資法人のフロバー職員・山梨県職員等と比較して職務内容による級が低く抑えられている。下水道公社は県内4流域下水道の維持管理とともに下水道管理者の行政補完業務もっており、職員の勤労意欲を高めるためには、給与制度の見直しが必要と考える。

(財)山梨県下水道公社のフロバー職員の標準的な職務と他の出資法人のフロバー職員・山梨県職員等を同一の級で比較すると下記のとおりである。

区分	標準的な職務内容	山梨県職員数	(財)下水道公社	(財)青少年協会	(財)やまがし産業支援機構	(財)体育協会
9級	部長	15人				
8級	次長	67人				
7級	参事・課長	69人				
6級	課長・課長補佐	764人		局長・所長	事務局長	事務局長 事務局次長
5級	課長補佐	411人		副局長・次長	部長	課長・所長
4級	主任・副主任	1,017人		課長・副主任 主任	課長	課長・課長代理 主任
3級	主任	601人	主任・副主任	副主任・主任	課長・課長補佐 主任	副主任・主任
2級	主事・技師	360人	主任・主事 主事・技師	主事・指導員	主事	主事・技師
1級	主事・技師	180人	主事・技師	主事・指導員	主事	主事・技師
	合計	3,484人				

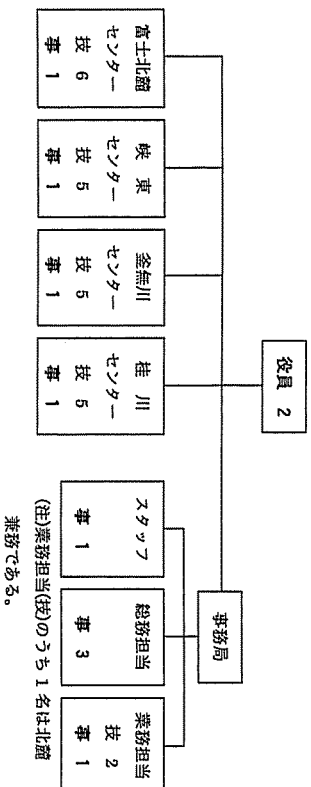
(財)山梨県下水道公社の給料は、昭和61年の設立時における市町村の職員の給料を参考にしたものと考えられるが、設立後20年以上を経過し50歳を超える職員もいる中で、職務内容による級が3級どまりとなっている。現在の給与制度では、職員の勤労意欲を阻害することも考えられ、業務効率の低下も考えられなくはない。従って、責任ある職務を行うフロバー職員の役割を設けるなど、他の出資法人の状況も勘案しつつ給与制度の見直しが必要と考えられる。

(財)山梨県下水道公社

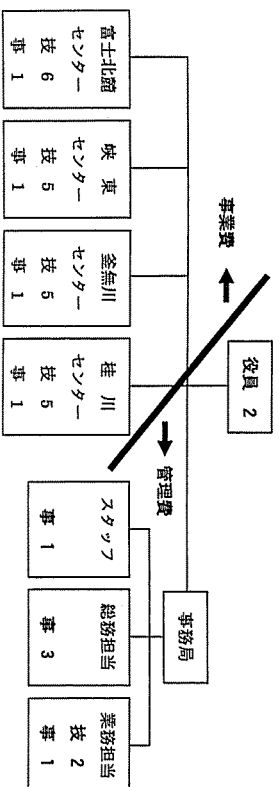
18- (8)

(財)山梨県下水道公社の経常費用の中に含まれる事業費と管理費の集計について、現状、管理費は人件費のみ集計しているが、管理部門で発生する経費(報償費、旅費、需用費、役員費、委託料)は事業費から管理費に振替える必要がある。また、各センターの事業費の中の人件費について、技師職のみを集計せず、事務職を含めて集計しよう再検討する必要がある。

- (1) 現状は管理費を事務職の人件費のみ集計しているが、管理費は人件費だけでなく経費(報償費、旅費、需用費、役員費、委託料)も発生しているので、当該発生額を事業費ではなく、管理費として集計し計上すべきである。
- (2) 現状の管理費の中に含まれる人件費は、組織図的には下記のゴシックの部分である。下記の技は技師、事は事務職を意味する。



上記ゴシック部分の管理費集計単位を下記のように再検討すべきと考える。各センターの事業費は技師・事務すべてを含み、事務局の業務担当の北麓兼務は兼務割合により北麓の事業費と管理費に按分する必要がある。



山梨県住宅供給公社

19- (1)

山梨県住宅供給公社の賃貸宅地(帳簿価額57億円、時価28億円)について、減損会計処理基準に基づいて減損の兆候が発生しているか否かで公社と監査人の意見が対立したものであり、減損の兆候が発生しているとするれば、公社は約15億円の減損損失を計上することが必要となる。

山梨県住宅供給公社は、平成17年4月1日に制定された「地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準」(「(社)全国住宅供給公社等連合会会計基準委員会事務局の見解」等)に基づき、双葉・響が丘における公社保有の土地で、A社他6社に貸している賃貸資産である賃貸宅地について、平成19年度決算において「減損の対象資産であるが、継続して一定の収益が確保されており、減損の兆候が発生していない。」と判断している。

(社)全国住宅供給公社等連合会会計基準委員会事務局によれば、識別基準の一つとして掲げる会計基準第7第4号の「資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと」及び注13の「少なくとも市場価格が帳簿価額から概ね50%以上下落した場合」は、販売用資産を含む土地資産の場合における「減損の兆候」の識別の重要な要素とし、賃貸資産については、会計基準第7第1号を優先し、「継続的に一定の収益がある場合」には減損の兆候がないとの判断が出来る旨を指導している。

しかし、一般的な企業会計における減損の認識によれば、現状、帳簿価額57億円、時価28億円で下落率は50%を超えているため、「時価が取得価額より著しく下落しており、減損の兆候がある。」と判断される。地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準第7(減損の兆候)第4号で例示として「資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと。」が示され、また、同注13で「著しく下落したこと」とは、少なくとも市場価格が帳簿価額から概ね50%以上下落した場合が該当するところだが、公社ではこの4号の例示より1号の例示が優先すると解釈している。賃貸資産について減損会計処理基準第7第1号の識別要素「継続して一定の収益が確保されている」かの判断においても、平成19年度の収益は45百万円であり、この利益をもつて当公社の投下資本を回収するには128年かかる(土地代時価28億円を除き含み損を回収するのに64年かかる。また、当該賃貸宅地の事業用借地権の公正証書による存続期間は20年である。)等総合的に勘案すると対象資産に減損の兆候がないとは断定できない。この考えによると、当該賃貸宅地の減損損失は、約15億円と試算されるため、減損損失を決算書に反映する必要があると考える。

(1) 双葉・響が丘における公社保有の土地でA社・B社等に貸している賃貸宅地は、次のとおりである。地図上では、利便施設A・B・C・D・E・Fとして表示されている。

平成18年度の固定資産評価価額

区画	貸貸先	地積	公正証書による存続期間	公社の帳簿価額	固定資産投資額を0.7で割り返した公正証書相当額
A-A地区	A社	13,728.91 ㎡	H14.9.30~H34.9.29		
A-B地区	B社	12,990.32 ㎡	H14.9.30~H34.9.29		
B地区		10,291.54 ㎡	H14.9.30~H34.9.29		
C地区	C社	10,102.38 ㎡	H14.9.30~H34.9.29	57億円	
D地区	D社	999.24 ㎡	H15.7.17~H35.7.16		28億円
E地区	F社	2,478.77 ㎡	H17.8.19~H37.8.18		
F地区	G社	2,266.80 ㎡	H15.2.1~H35.1.31		
合計		52,857.96 ㎡		5,753,642,760円	2,843,313,677円

(2) 公社会計基準委員会の見解によると次のとおりである。

公社会計基準委員会の見解では、この「兆候の識別」要素は、公社会計基準における勘定科目の事業用土地資産(将来、販売用不動産となり得る資産を含む土地資産)において、減損会計処理基準第7第4項に基づく「減損の兆候」の重要な要素となるが、賃貸事業資産である賃貸宅地の「減損の兆候」の判断は、土地の価格の評価のみで判断するのではなく、減損会計処理基準第7第1項に基づき、その事業損失が当期及びその前後にマイナス又はマイナスの見込みがなく、「継続して一定の収益」がある場合には、「減損の兆候」がないものと判断できるとしている。

公社会計基準委員会の見解では、減損会計は将来の損失を認識するとともに、管理会計的な視点が重要とされ、その事業を実施することで、一定の収益が確保され、安定経営により継続したサービスの提供が行われるかの検証が重要としていられる。

この場合、「一定の収益による安定経営」とは、本収益を含む長期の資金計画において資金ショートが生じず、対象事業により安定した経営が可能な収益が確保されることを意味している。

当公社の場合、公社運営の健全化を図るべく長期の資金計画を踏まえた経営計画を策定する中で取組を進めているところであるが、分譲事業資産の固定資産評価価額により生じた累積欠損金については、県からの補助金による補填で解消することとしている。

また、賃貸宅地など各々の事業に係る投資額は、それぞれの事業収益で回収する計画となっており、賃貸宅地の賃貸事業は、将来的にも賃貸事業用資産として保有することとしていることから、一定の収益により安定経営がなされる事業と考えている。

なお、公社減損会計基準では、毎年度減損の識別を行うこととなり、事業別損益において「一定の収益」がある時点では減損の兆候がないと判断

きることになっているが、将来的に対象事業資産の売却など対象物の状況が変わり、事業損失の悪化が見込まれる場合には、必ず減損を認識することとなっている。

(3) 地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準第2では、次のように規定されている。

適用範囲
第2 この基準は、地方住宅供給公社（以下「公社」という。）が固定資産の減損処理を行うに当たって、公社に適用される一般的かつ標準的な減損処理の基準を示すものであり、公社会計基準及びこの基準に定めのない減損会計処理については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。（注1）

上記を受けて住宅供給公社に係る減損会計処理基準注解第1総則関連で次のように規定されている。

(注1) 一般に公正妥当と認められる会計の基準について

この基準は、企業会計審議会から平成14年8月に公表された「固定資産の減損に係る会計基準の制定に関する意見書」及び企業会計基準委員会から平成15年10月に公表された「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下、総称して「減損会計基準等」という。）に準拠しつつ、公社の事業等の特性及び留意点を考慮し、必要な修正を加えたものである。
なお、この基準は、公社が減損処理を行うに当たり共通に適用される一般的かつ標準的な減損処理の基準を示すものであり、公社は法令及びこの基準に定めのない会計事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うこととなる。

★減損損失の兆候について、地方住宅供給公社に係る減損会計基準第7では、公社は減損の識別にあたって、「継続して一定の収益がある場合」の一定収益を、利益によって投資額が回収できる程度のものとし、公社事業の特性等から、「継続して一定の収益がある場合」には減損の兆候がないと判断している。

(減損の兆候)

第7 資産又は資産グループについて、減損の兆候（減損が生じている可能性を示す事象）があるかどうかの識別を行う。

この減損の兆候とは、以下の事象に該当する場合をいう。

- ① 資産又は資産グループの事業活動から生ずる損失が、継続してマイナス

となっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること
② 資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生じる見込みであること
③ 資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること
④ 資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと（注13）

しかし、双葉・響が丘における公社保有の賃貸宅地は、

現状の投資額	5,753,642,760円
平成19年度の利益額	45,038,195円
投下資本の回収年数	5,753,642,760円 ÷ 45,038,195円/年 ≈ 128年間

これは、事業用借地権契約の現状20年の6倍以上であり、一世紀を超えるものである。

また、帳簿価額5,753百万円<市場価格2,843百万円

(：50%以上の下落である。)

さらに、市場価格の基礎となっている固定資産税評価額は、平成18年度のものであり、現在はさらに下落している。

このような状態は、一般的な企業会計では減損の兆候がないとは言えないと解する。

(4) 山梨県住宅供給公社は、減損の兆候はないと判断しているが、減損損失の認識の判定のシミュレーションも次のように計算し、その場合でも減損損失は認識しなくとよいとしている。

★山梨県住宅供給公社の減損損失の認識判定のシミュレーション

	20年以前	割引前将来キャッシュフロー	2,292百万円
割引前の	21年目以降	(残存期間-20年)の割引後将来キャッシュフロー	1,751百万円
キャッシュフロー	終価(売却)	(残存期間-20年)年数経過時点の割引率0.815	2,248百万円
	計		6,292百万円
認識判定		5,753百万円<6,292百万円	NO

このシミュレーションは、経済的残存使用年数を、(注)全国住宅供給公社等連合会会計基準委員会の「土地のみを賃貸する場合の経済的残存年数は、期間満了後に土地を譲渡する特約がない限りにおいては、当該土地の活用方針などにより適切な経済的残存使用年数を定めることはできる。」とする見解に基づき、山梨県住宅供給公社は当該土地を譲渡することを予定はなく、経営計画等にお

いて、将来的に活用を継続することを前提としたものである。
 しかし、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成14年8月9日企業会計審議会)に基づき、減損損失の認識判定を行うと以下のとおりとなる。

★一般的な企業会計における減損損失の認識の判定

割引前の キャッシュコ- 計	20年以前	割引前将来キャッシュコ-	2,339百万円
	21年目以降 終価(売却)	(残存期間-20年)年数超過時点の割引率0.815	2,248百万円
計			4,587百万円
一般的な企業会計にお ける認識判定		5,753百万円<4,587百万円	YES

(根拠規定)「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」四.2 減損損失の認識と測定 (2) 減損損失の認識②
 減損損失を認識するかどうかを判定するためには見積もられる割引前キャッシュ・フローは、少なくとも土地については使用期限が無限になりうることから、その見積期限を制限する必要はある。また、一般的に、長期間にわたる将来キャッシュ・フローの見積りは不確実性が高くなる。このため、減損損失を認識するかどうかを判定するために割引前将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産の経済的残存使用年数又は資産グループの中の主要な資産(資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産をいう。)の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方とする。

一般的な企業会計による判定	帳簿価額 5,753百万円	>	将来キャッシュコ- 4,587百万円	∴減損を認識すべきである。
---------------	------------------	---	-----------------------	---------------

★一般的な企業会計における減損損失の測定

使用価値	割引後将来キャッシュコ-	2,037百万円	継続使用から生ずる将来 キャッシュコ-の現在価値
	終価(売却)	2,248百万円	将来時点の正味売却額
回収可能価額		4,285百万円	資産の評価額

★一般的な企業会計における減損損失額

減損損失前 帳簿価額 5,753百万円	減損後 帳簿価額 -4,285百万円	減損損失 =1,468百万円
---------------------------	--------------------------	-------------------

(5) 山梨県は、山梨県住宅供給公社における下記損失金46億円を穴埋めするため平成17年度から平成36年度までの19年間にわたり、毎年2億4千万円を分譲事業支援補助金として補助を行っている。平成17年から平成20年度において既に2億4千万円づつ補助を実行済みである。
 平成16年度の繰越欠損金 1,055,067,919円
 平成17年度の固定資産等評価損 3,381,051,016円
 平成17年度の減損損失 162,390,526円
 合計 4,598,509,461円

上記経営計画は、平成14年度に制定された地方住宅供給公社会計基準により、分譲事業用資産に強制評価減を適用したためのものである。

しかし、仮に平成17年度に制定された地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準により、双葉・響が丘の賃貸宅地に減損会計を適用し、減損損失を約15億円計上せざるを得ないとした場合、従前と同じ事業支援補助金で対応するのであれば、残り15年間にわたり毎年1億円づつ補助金を増加し、現状の2億4千万円から3億4千万円にすることも考えられる。

また、下記は平成20年12月6日の日本経済新聞の記事であるが、住宅供給公社等の債務整理のため特例で地方債を発行し、国が利子負担の一部を地方交付税で支援することも検討されている。

総務省の「債務調整等に関する調査研究会」(座長・宮脇淳北大教授)は5日、第三セクターの破綻処理に関する報告書をまとめた。地方自治体が三セクの債務を肩代わりする場合、地方債を発行できる特例を設けるよう要請した。最大五年間の時限措置とし、短期間で集中的に処理できるようにする。これを受け総務省は三セク処理の指針を作成し、地方債に関する法律も見直す。

特定の対象となるのはレジヤ-施設などを運営する三セクと、住宅の供給・道路・土地開発を担う地方公社。2008年度決算から地方財政健全化法を適用するため、経営難の三セクが抱える債務をどう処理するかが課題になっていた。報告書では三セクの処理にあたって、経営責任を明確にすることが要請。自治体が住民に対し、事業の整理が最善の手段だと説明することも必要と指摘した。地方債発行で賄う経費を限定するよう求めた。自治体の負担を軽くするため、国が利子負担の一部を地方交付税で支援する必要があるとした。

山梨県住宅供給公社

19 - (2)

決算報告書の注記事項「重要な会計方針」に記載している内容が実態と異なっているものおよび表示が適切でないものがあった。

- (1) 計画修繕引当金 37 百万円は実態と異なったものが計上されているので取崩すか適切に修繕引当金を計算すべきである。
- (2) 貸倒引当金は、重要な会計方針どおり計上されていない。現状 16 百万円であるが、正しくは 20 百万円と考えられる。
- (3) 「固定資産の減価償却の方法」①賃貸事業資産の記載および平成 17 年度に会計方針の変更の記載がない。②有形固定資産の記載に問題がある。
- (4) 有価証券を 3 億円保有しているが「有価証券の評価基準および評価方法」の記載がなく、また、地方住宅供給公社会計基準に準拠した会計処理となっていない。

(1) 計画修繕引当金は、公社の「重要な会計方針」の「引当金の計上基準」で次のように記載されている。

計画修繕引当金
賃貸住宅資産の経年劣化等に対処するために、将来の一定期間内に計画的に実施する修繕工事に要する費用の総額（計画総額）を基礎として計上する。毎期、計画総額と計画修繕引当金の期末残高の差額を、当該一定期間内に均等に配分した額を繰入れている。

実際は

山宮南団地の除去費は、①1,000 千円/戸とすると全体で 152,000 千円となる。②平成 34 年度までに計画修繕費として 85,000 千円を引当てる。③除去費の不足分は、152,000 千円 - 85,000 千円 = 67,000 千円となる。この 67,000 千円について、減損損失の将来時点の正味売却額算定の資料としている。

この中で②平成 34 年度までに計画修繕費として、85,000 千円を引当てる計算明細もなく稟議書で承認された形跡もない。実態は平成 34 年度の団地の除去費であり、修繕工事に要する費用ではない。

従って、現在の計画修繕引当金を取崩すか、今後の公社保有の団地について計画修繕費を見積り計上することが必要である。

(2) 貸倒引当金は、公社の「重要な会計方針」の「引当金の計上基準」で次のように記載されている。

貸倒引当金
管理事業収入未収金、長期事業未収金、その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権及び貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上している。

公社では山梨県住宅供給公社引当金算定の実施要領を平成 20 年 3 月 27 日に定め、債権を A 債権（正常先）、B 債権（要注意先）、C 債権（破綻懸念先）、D 債権（実質破綻先）の 4 区分としている。

そして、実質破綻先の引当率は 100%としている。某債権は、未回収額が 16 ヶ月 11,096,128 円となっている。債権は法的措置（家賃差押）で補充されているが、債務者からの返済は行われていない。現状では 50%の貸倒引当金を計上しているが、実質破綻先債権と考えられるため 100%を計上すべきである。

(3) ①重要な会計方針の「固定資産の減価償却の方法」のところ、平成 17 年度に賃貸事業資産の減価償却の方法を変更したが、その変更が地方住宅供給公社会計基準注解（注 4）に準拠しておらず全く記載がなかった。

地方住宅供給公社会計基準注解（注 4）継続性の原則について、次のように規定されている。

「正当な理由によって、会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び影響の内容を注記しなければならない。」としている。平成 17 年度の公社の変更内容を示せば次のとおりであるが、一切記載がなかった。

（会計方針の変更）
賃貸事業資産の減価償却方法について、従来は年金法を採用していたが、当期から定額法に変更している。この変更は、地方住宅供給公社会計基準の改正により当期から定額法を採用することも認められることになったことを契機に、当社の賃貸事業資産の減価償却方法の妥当性を改めて検討した結果、定額法により減価償却費計算を行うことが期間損益をより適切に表示すると判断したものである。

これに伴い、従来の方法によった場合に比べ、事業利益、経常利益及び当期利益はそれぞれ〇〇百万円程度増加している。

②「固定資産の減価償却の方法」の現状の表示と正しい表示を対比形式で示せば、次のとおりである。

現 状	適正な表示
固定資産の減価償却の方法 (1) 賃貸事業資産 定額法 耐用年数：鉄骨鉄筋コンクリート造りの住宅 50 年 (2) 有形固定資産 記載なし	固定資産の減価償却の方法 (1) 賃貸事業資産 建物等資産・償却方法：定額法 耐用年数：16 年～18 年 (2) 有形固定資産 建物等資産・償却方法：定額法 耐用年数：15 年～24 年 その他有形固定資産・償却方法：定率法 耐用年数：5 年～15 年

(4) 有価証券を3億円保有しているが、「有価証券の評価基準及び評価方法」の記載がなく、また、地方住宅供給公社会計基準に準拠した会計処理となっていない。

現 状	適正な表示
全く記載がない	有価証券の評価基準及び評価方法 債却原価法によっている。

地方住宅供給公社会計基準第22に次の記載がある。

(有価証券の計上基準)

第22 有価証券については、原則として購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表額とする。

なお、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、債却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。

ただし、時価のある有価証券については、時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

地方住宅供給公社会計基準注解13で、次のように規定されている。

(注13) 有価証券の評価について

- 1 債却原価法とは、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、当該差額に相当する金額を償還期に至るまで毎期一定の方法で貸借対照表に加減する方法をいう。なお、この場合には、当該加減額を受取利息に含めて処理する。
- 2 時価のある有価証券について、時価が取得価額よりも下落した場合に時価をもって貸借対照表価額とする場合の評価差額は、洗替方式により当期の損益として処理する。
- 3 有価証券について時価とは、公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場(「市場価格」という)に基づく価額をいう。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

従って、有価証券の取得価額299,850,000円と債券金額300,000,000円との差額について償還期限10年なので、次の修正仕訳が必要となる。

(借 方)	(貸 方)
長期有価証券	15,000円
	受取利息
	15,000円

山梨県住宅供給公社

(1) 有形固定資産の建物等資産および減価償却累計額の金額が減価償却の総計の集計ミスにより85,979円少なく計算され、また、減価償却累計額の繰越を誤ったため52,250円少なく計算されていた。減価償却の正しい計算を行うことが必要である。

(2) 業者が建物を建ててもらい、公社の土地とともに販売する建物分譲において、公社が業者から購入する建物は消費税の課税処理されているが、外構工事は非課税処理されている。外構工事は課税処理する必要がある。

建物等資産の明細は、次のとおりである。

名称	取得価額	平成19年度		期末残高
		減価償却費	減価償却累計額	
A	1,045,000	0	940,500	52,250
B	1,230,000	46,494	991,872	238,128
C	17,471,526	974,911	4,468,342	13,003,184
D	540,113	32,082	94,302	445,811
E	1,528,250	125,716	768,636	759,614
F	2,904,834	238,957	1,460,993	1,443,841
G	1,502,732	136,386	977,241	525,491
H	556,500	漏れ	85,979	470,521
合計	26,778,955	正しくは、 1,640,475	正しくは、 9,840,115	16,938,840

平成17年度末の繰越額992,750円となっていた。

従って、平成19年度は減価償却費の計上漏れが85,979円であり、また、貸借対照表上に計上されている減価償却累計額が52,250円少なく表示されていた。

建物分譲の時、業者から購入したある建物は、次のとおりである。

建 物	取得価額	消費税	消費税込み
建 物	267,555,000円	うち消費税12,740,714円	280,295,714円
外構工事	48,771,850円	うち消費税2,322,469円	51,094,319円

上記の外構工事48,771,850円を消費税込みで非課税処理を行っているの課税処理とすることが必要である。

但し、公社は建物の購入時の外構工事を消費税込みで非課税処理しているが、販売時も外構工事について非課税処理を行っている。このため、課税売上割合および期を超えて販売する場合に影響額が発生することになる。公社にとっは、外構工事を正しく課税処理することが有利と考える。

平成19年度の外構工事は25件で総額48,771,850円(うち消費税額は2,322,469円)であった。

山梨県住宅供給公社

19- (4)

県営住宅の遊具点検を平成20年3月5日に実施した結果、D判定(重要な部分に異常、又は全体に老朽化。至急対応が必要。)を受けたものが76件あり、業者より平成19年度遊具点検結果に基づき、ドラック補修について優先順位が付けられた(20年4月1日現在)。それによると大至急【レベルⅠ】が26件、至急【レベルⅡ】が23件、早急【レベルⅢ】が27件となっていたが、平成20年12月17日現在5件補修撤去がなされたのみである。ドラック評価を受けたものは子供の安全確保のため、早急に補修撤去を行う必要がある。また、消防用設備等点検結果(平成19年10月、平成20年3月)によると3住宅において、非常警報設備が不良となっていた。早急に補修・修理をすべきである。

県営住宅は山梨県に95団地(7,653戸)があり、山梨県住宅供給公社は県営住宅等管理業務を515,814,090円で受託している。「山梨県営住宅等管理業務仕様書」をみると18の項目の業務を行うことになっており、11番目の項目に次のものがある。

11. 施設の維持管理業務(保守点検及び修繕)

(1) 保守点検(別記とあるのは、別記個別の業務仕様書がある。)

××××

遊具施設保守点検業務(別記)

消防用設備等維持管理業務(別記)

(別記) 遊具施設点検業務仕様書

I 点検業務

点検業務は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の維持管理段階の項に基づき確実な安全点検を実施すること。

II 緊急時対応業務

緊急的な事故等が発生した場合には、速やかに原因調査をし、使用禁止等必要な措置を講ずること。

III 修理等

IからIIまでの業務の遂行にあたり安全上必要と認められる場合は修理を行うこと。

平成19年度遊具点検結果に基づき、業者よりドラック補修について優先順位が付けられ、大至急がレベルⅠ、至急がレベルⅡ、早急がレベルⅢとしたものが下記のとおりである。

山梨県住宅供給公社補修優先リスト

大至急 【レベルⅠ】

住宅No.	住宅名	製品	基数	概算費用【本工事費】	工種
03-1	伊勢住宅 集合所施設	スラック遊り	1基	89,900	撤去工
03-2	伊勢住宅 2号棟前	懸垂平行棒	1基	135,100	補修工
5	千塚南住宅	小型4人用スラック 外無	1基	217,400	補修工
08-3	小瀬住宅 集合所施設	スラック遊具	6基	109,400	撤去工
09-3	和戸住宅 集合所施設	大型4人用スラック 外無	1基	143,500	補修工
10-3	玉川住宅 26号棟前	複列スラック	1基	23,500	撤去工
10-4	玉川住宅 30号棟前	4人用スラック	1基	25,000	撤去工
10-4	玉川住宅 30号棟前	2間鉄棒	1基	23,000	撤去工
13-2	福祉村住宅 F棟前	枝型スラック 外無	1基	69,100	補修工
13-3	福祉村住宅 集合所施設	枝型スラック	1基	45,800	撤去工
19	田島住宅	スラック遊具 コラ	1基	266,200	補修工
19	田島住宅	小型4人用スラック 外無	1基	222,000	補修工
22	楢形小笠原住宅	大型4人用スラック	1基	747,100	撤去・新設工
36-1	富士見住宅 5・6号棟間	大型スラック 外無	1基	483,000	補修工
38	三珠住宅	枝型2人用スラック 外無	1基	122,500	補修工
43	増穂住宅	枝型2人用スラック 外無	1基	79,700	補修工
45	中富住宅	プラスチックベンチ 背付・1.8m	1基	9,300	撤去工
51	増穂天神住宅	2人用スラック 外無	1基	287,400	補修工
56	旭住宅	大型4人用スラック 外無	1基	247,700	補修工
56	旭住宅	象型滑り台	1基	322,500	補修工
59	日野春住宅	2人用スラック 外無	1基	120,500	補修工
61-1	高根住宅 3号棟前	弓型スラック	1基	245,800	補修工
62	白州住宅	2人用スラック 外無	1基	109,500	補修工
65	双葉住宅	複列スラック	1基	21,800	撤去工
66	明野つづみ丘住宅	弓型スラック	1基	266,200	補修工
71	植現原住宅	枝型2人用スラック 外無	1基	122,500	補修工
合計			31基	4,553,600	

★

★

★

山梨県住宅供給公社補修優先リスト 至急 【レベルII】

住宅No.	住宅名	製品	基数	概算費用【本工事費】	工種
03-2	伊勢住宅 2号棟前	FRP小動物 ケーパング	2基	36,900	撤去工
07-4	真川住宅 28号棟前	クレー 3ヶ	1基	15,600	撤去工
07-4	真川住宅 28号棟前	X型ﾊﾞﾝﾁ 背無・1.5m	2基	9,300	撤去工
09-3	和戸住宅 集合所脇	リフトｽﾄｯﾌﾟ	1基	437,000	撤去工
10-1	玉川住宅 15号棟前	背伸ばし台	2基	35,400	撤去工
10-3	玉川住宅 26号棟前	富士型滑り台	1基	47,200	撤去工
10-4	玉川住宅 30号棟前	富士型滑り台	1基	47,200	撤去工
19	田島住宅	S字ｺﾝｸﾘｰﾄﾈｯﾄ	1基	49,800	撤去工
24	上井尻住宅	2人用ﾌﾗﾝｺ	1基	117,500	補修工
27	真山梨住宅	大一流滑り台	1基	44,800	撤去工
28	ぶどうの里住宅	背伸ばし台	1基	19,700	撤去工
32	石和住宅	ｺﾝｸﾘｰﾄ遊具 ケーパング	2基	24,600	撤去工
35-1	一宮住宅 1号棟脇	複列ﾌﾗﾝｺ	1基	7,500	補修工
38	三塚住宅	ﾌﾗｽﾀｯｸﾊﾞﾝﾁ 背付・1.8m	1基	7,600	撤去工
41	岩間平住宅	弓型ﾌﾗﾝｺ	1基	243,500	補修工
44	青柳住宅	ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾌﾞﾗﾝｺ	1基	50,500	撤去工
47	青柳第二住宅	馬頭型ﾌﾗﾝｺ	1基	18,900	撤去工
63	牧原住宅	3間鉄棒	1基	25,500	撤去工
71	権現原住宅	象型滑り台	1基	240,700	補修工
72	鹿井戸住宅	背伸ばし台	1基	19,700	撤去工
73	河口湖住宅	馬頭型ﾌﾗﾝｺ	1基	18,900	撤去工
77	富原住宅	大一流滑り台	1基	168,700	補修工
78	石堂住宅	馬頭型ﾌﾗﾝｺ	1基	18,900	撤去工
合計			27基	1,706,400	

山梨県住宅供給公社補修優先リスト 早急 【レベルIII】

住宅No.	住宅名	製品	基数	概算費用【本工事費】	工種
02-1	塩部第二住宅 K棟前	背のぼしﾊﾞﾝﾁ スワック	1基	321,000	補修工
03-2	伊勢住宅 2号棟前	象型滑り台	1基	485,700	補修工
03-2	伊勢住宅 2号棟前	ﾊﾞｰﾓﾝ 円形	1基	【147,900】	撤去工
09-3	和戸住宅 集合所脇	肋木鉄棒	1基	134,800	撤去工
09-3	和戸住宅 集合所脇	背のぼしﾊﾞﾝﾁ スワック	2基	642,000	補修工
13-2	福祉村住宅 F棟前	ﾌﾗｽﾀｯｸﾊﾞﾝﾁ 背付・1.8m	2基	227,400	補修工
16	豊住宅	4人掛け用ﾊﾞﾝﾁ	1基	13,900	撤去工
19	田島住宅	ﾓﾝﾍﾞﾝﾁ 背付・1.2m	1基	101,900	補修工
19	田島住宅	段差ﾊﾞﾝﾁ	2基	28,200	撤去工
25	栗生野住宅	背無ﾊﾞﾝﾁ 1.5m	2基	114,600	補修工
25	栗生野住宅	回転自転車	1基	43,700	撤去工
32	石和住宅	一回転滑り台	1基	153,800	撤去工
32	石和住宅	背無ﾊﾞﾝﾁ 1.8m	4基	28,400	撤去工
34	八代住宅	背付ﾊﾞﾝﾁ 1.8m	2基	217,000	補修工
39	下部住宅	2人用ﾌﾗﾝｺ	1基	113,800	補修工
45	中富住宅	ﾌﾗｽﾀｯｸﾊﾞﾝﾁ 背無・1.5m	4基	265,700	補修工
46	諏訪北部住宅	3/4回転滑り台	1基	118,100	撤去工
49	身延住宅	大一流滑り台	1基	320,700	補修工
56	旭住宅	ﾌﾗｽﾀｯｸﾊﾞﾝﾁ 背付・1.2m	4基	141,100	補修・撤去工
56	旭住宅	ﾌﾗｽﾀｯｸﾊﾞﾝﾁ 背付・1.8m	4基	250,400	補修・撤去工
56	旭住宅	ﾌﾗｽﾀｯｸﾊﾞﾝﾁ 背無・1.5m	4基	105,200	補修・撤去工
63	牧原住宅	3/4回転滑り台	1基	118,100	撤去工
63	牧原住宅	背無ﾊﾞﾝﾁ 1.5m	2基	67,300	補修・撤去工
71	権現原住宅	ﾌﾗｽﾀｯｸﾊﾞﾝﾁ 背付・1.2m	4基	25,300	撤去工
71	権現原住宅	ﾌﾗｽﾀｯｸﾊﾞﾝﾁ 背無・1.5m	3基	182,500	補修工
72	鹿井戸住宅	回転自転車	1基	43,700	撤去工
72	鹿井戸住宅	背無ﾊﾞﾝﾁ 1.5m	1基	57,900	補修工
合計			53基	4,392,200	

上記★印については、平成20年5月・6月に補修・撤去が行われたが、それ以外のは平成20年12月17日現在補修・撤去が行われていない。

山梨県住宅供給公社

19- (5)

(別記) 消防用設備等維持管理点検業務仕様書
業務内容
消防設備の点検は「消防設備等の点検の基準及び消防設備点検結果報告書」に添付する点検表の様式に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守・修理その他の措置を講じるものとする。
対象とする消防設備は、避難器具、自動火災報知器、防火・防排煙設備等である。

消防用設備等点検結果で問題となる団地は、下記のとおりである。

<樹形小笠原団地>

設備名	点検結果	
	判定	不良内容
自動火災報知器	不良	ドアホン 非常時ラゾブ不点検
非常警報設備	不良	B・T不良 2

上記は平成 19 年 10 月 19 日のもので、平成 20 年 3 月 26 日のものは上記に加え、非常警報設備 B・T不良が 3 となっていた。

<県営住宅和戸団地 5 号棟>

設備名	点検結果	
	判定	不良内容
非常警報器具および設備	不良	8 階西側、非常警報複合装置、内蔵電池確認灯が点灯しない。

上記は平成 19 年 11 月 5 日のもので、平成 20 年 3 月 17 日のものも同じ状態である。

<樹形北部団地>

設備名	点検結果	
	判定	不良内容
非常警報設備	不良	B・T不良 1 ラゾブ不良 1 表示灯破損 1

上記は平成 19 年 10 月 16 日のもので、平成 20 年 3 月 28 日のものも同じ状態である。

(1) 現在は、山梨県営住宅および山梨県特定公共賃貸住宅の管理に関する協定が 1 年更新となっているため、住宅供給公社が県営住宅管理業務のために必要な業務を外部に委託する際にも 1 年契約を結ばなければならない結果、事務作業が非効率となっている。基本協定が 5 年となっているため、公社が長期的な契約を結ぶことを可能にして、経費節減に資するべきである。

(2) 本来費用として計上すべきもの 257, 915 円について未払計上がなされていなかった。

山梨県と山梨県住宅供給公社は平成 18 年 2 月 20 日に「山梨県営住宅及び山梨県特定公共賃貸住宅の管理に関する基本協定書」を締結し、平成 18 年 4 月 1 日から、平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間で最大 3,022,797,000 円の管理代行契約を締結している。

しかしながら、その一方で「平成〇〇年度山梨県営住宅及び山梨県特定公共賃貸住宅の管理に関する協定書」を毎期 4 月 1 日に締結して単年度の委託契約を結び、毎年度の委託額を決定している。

この結果形式上は単年度の契約となっており、住宅供給公社側でも、県営住宅管理業務に必要な委託契約を単年度でしか契約できないために以下のような弊害が生じている。

まず、第一がエレベータ保守契約のように設置業者が随意契約せざるを得ない委託に関しても、単年度契約とせざるを得ず、長期契約と比較すると割高となっている可能性がある。このような長期間にわたる保守契約等は長期契約を行えるようにして、事務処理の効率化と経費節減につとめるべきである。また、多くの委託契約が 3 月 31 日期日となってしまうため、多数の換収を 1 人で 3 月 31 日に行っており、3 月 31 日の換収にかかる事務量が過大となっている。

このように長期の基本協定が締結されているような場合には、杓子定規に単年度契約とするのではなく、長期契約にして、契約事務負担、契約額等を軽減することができるように柔軟な体制を検討する必要がある。

以下の費用について本来費用として計上すべきものが計上されいなかった。

	未払計上すべき額	
自動車リース料	25,540 円	3 月対応分
ネット使用料	12,075 円	3 月分
PC ハットチ使用料	56,300 円	19 年度分
ホームページ制作・管理料	164,000 円	19 年分
合計	257,915 円	

可能な限り原則通り未払計上すべきである。

(財)山梨みどり奨学会

20- (1)

育英奨学金の貸付資金は、国を経由して当財団に県から補助金収入が入ってくるが、この資金が過去3年間で151百万円活用されていない。山梨県の経済環境は悪化しており、高等学校に通う子供を持つ保護者の負担を少しでも緩和するために育英奨学金貸付制度の利用を促進するよう財団職員が高等学校等に周知徹底を図り、未利用の資金を活用すべきである。

年度	県からの		左のうち		未利用	
	補助金収入 (A)	奨学金として活用 (B)	資金 (A) - (B)			
平成19年度	249,244,000 円	177,516,000 円	71,728,000 円			
平成18年度	164,963,000 円	112,071,000 円	52,892,000 円			
平成17年度	79,386,000 円	52,326,000 円	27,062,000 円			
合計	493,595,000 円	341,913,000 円	151,682,000 円			

(1) 奨学金貸付月数 (予定)

国・公立の高等学校等		私立の高等学校等	
自宅通学者	自宅外通学者	自宅通学者	自宅外通学者
18,000 円	23,000 円	30,000 円	35,000 円

(この奨学金は無利子です。)

(2) 奨学金は貸与ですので、卒業後返還することになります。

- 山梨みどり奨学会収入基準額
= 給与支払金額 - 給与所得の場合における控除額 - 特別控除額 (単位:円)

居住地	家族構成 (例)	収入基準額
一律	4人世帯	(注) 2,860,000

一般的な会社社員 (給与所得世帯: 両親、高校生本人、中学生) の例

給与支払金額	給与所得の場合における控除額	特別控除額 (就学者控除) (本人県立高校+中学生)	収入基準額
7,900,000	(注) 4,600,000	(注) 440,000	2,860,000

(単位:円)

給与支払金額	給与所得の場合における控除額	特別控除額 (就学者控除) (本人私立高校+中学生)	収入基準額
8,090,000	4,660,000	570,000	2,860,000

(注) 奨学生の選考及び採用に関する規程による。

(財)山梨みどり奨学会

20- (2)

現在は学生支援機構から配布された、選考システム、貸付システム、返還システムの別々の3つのプログラムによって奨学金貸付金の管理を行っている。その結果、決算書上の貸付金残高が各個人別の合計残高としてチェックできる体制になっていない。従って、個人別残高を把握できるシステムを構築する必要がある。

現状では、選考システムで、奨学金の候補者を決定し、実際に貸し付けを行った金額を貸付システムに入力している。貸し付けが終了した時点で、返還システムに取り込み、貸付金の回収を行った分を入力している。

各個人に対する奨学金貸付金の残高は、貸付中の個人については貸付システム上の画面で確認し、返還中の個人については返還システムの画面で確認するか方法がなく、全体としての貸付残高を簡単に確認できるシステムになっていない。

それゆえ、現状においては、総額としての貸付金残高は把握しているものの、各個人の残高の合計と財務諸表上の貸付金残高とのチェックが行われているわけではない。

来年度から本格的に返還が始まり、これまでに以上に各個人の残高、合計としての貸付金残高を把握できる体制を整えておく必要がある。各プログラムはアクセスベースで作成されており、県の情報政策課等と協力すれば、各個人別の奨学金貸付残高を確認できるプログラムの作成はそれほど費用をかけずに可能と思われる。本格的に償還が始まる前に各個人別の奨学金貸付残高と決算書の奨学金貸付金残高のチェックができる体制を整備しておく必要がある。